平成２５年（フ）第３９９号
大分県由布市挾間町鬼瀬69番地１
債務者　山﨑　道廣
１　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３号
北海道沙流郡日高町富川西５丁目４番20号
債務者　佐藤　貞子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第６０４号
仙台市若林区南小泉３丁目５番30号　シャンテ南小泉103、従前の住所仙台市宮城野区燕沢東１丁目10番10号　パレスガーデン202
債務者　佐々木　淳
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目13番31号２－705号
債務者　菅野眞智子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１５０号
秋田市仁井田本町６丁目４番27号　メゾンロイヤルⅢＡ－２
債務者　赤川　公重（旧姓榎）
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３号
秋田市泉馬場12番37号
債務者　沢口こと　澤口　一夫
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４号
秋田市泉馬場12番37号
債務者　澤口　洋子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９号
福島市霞町９番21号　パルハウス霞町103、従前の住所福島市仲間町３番３号　ライオンズマンション仲間町801号
債務者　斎藤トシ子
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０４号
福島市瀬上町字茶畑８番地の１　２号棟、従前の住所福島市渡利字岩崎町35番地の２
債務者　高橋　裕光
１　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第３４７号
茨城県ひたちなか市高場888　飛田住宅２号棟、住民票上の住所福島県いわき市明治団地20番地の10
債務者　高木マドカ（旧姓草野）
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１１８号
茨城県日立市久慈町１丁目８番６号、住民票上の住所茨城県日立市久慈町４丁目18番10号
債務者　鈴木　久夫
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１９号
茨城県日立市久慈町１丁目８番６号
債務者　鈴木　操子
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７９号
千葉県長生郡長柄町刑部26番地　刑部団地205号
債務者　及川きくい
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
千葉県茂原市上林158番地１　ダイアパレス茂原102号竹添方
債務者　右手　君枝
１　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
千葉県君津市人見941番地　新日鐵住金大和田社宅Ｃ５－49
債務者　長尾千絵美
１　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９６号
千葉県木更津市請西南４丁目33番地５
債務者　進藤　　誠
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９７号
千葉県君津市杢師１丁目17番８号　101
債務者　中村　紀子
１　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部